

《「淀川水系河川整備計画策定に関する意見書案」に対する修正を求める意見》

2008年10月4日

淀川水系流域委員会 委員長 中村正久さま

自然愛・環境問題研究所

代表 浅野隆彦

長年に渡り委員としてご貢献ください、この度は委員長の激務を承知でお引き受けください、厚くお礼申します。

さて、去る9月27日、標題の「意見書案」が発表されました。期待に沿った立派な意見が骨格となっており、関心を持つ流域住民の一人として喜んでおります。しかし、不足・不満があります。以下に記述しますので、よろしくご斟酌の上、「意見書」に反映くださるようお願い致します。

《 記 》

A) 章的欠落として、「住民参加と住民意見の聴取・反映」を記述されるよう求めます。「整備計画(案)」にも欠落していますが、今後の河川整備を進めるに当って、全ての問題を流域住民に問い合わせながら答えを聞いて実施していかねばなりません。各河川事務所で行った「住民意見聴取の会」は少ない時間であり、「ただ、やっただけ=形だけ」の貧しさでした。これからも「うわべだけの住民意見の聴取・反映」が罷り通るのであれば、「河川整備の実施」に混乱は避けられないものと考えています。

B) 3頁 主旨の中 上から3行目

{ …計画制度になるとともに、住民や地域の意見の反映… }

C) 3頁 主旨の中 上から17行目

{ 河川整備を指向しており、それは世界的経済危機を含む中・長期的社会変化への見通しや、近時発生確率が高まっている巨大地震への対応策も持たず、硬直的計画となり多くの矛盾をはらんでいる。}

D) 5頁 意見書の主要な論点の中 上から22行目

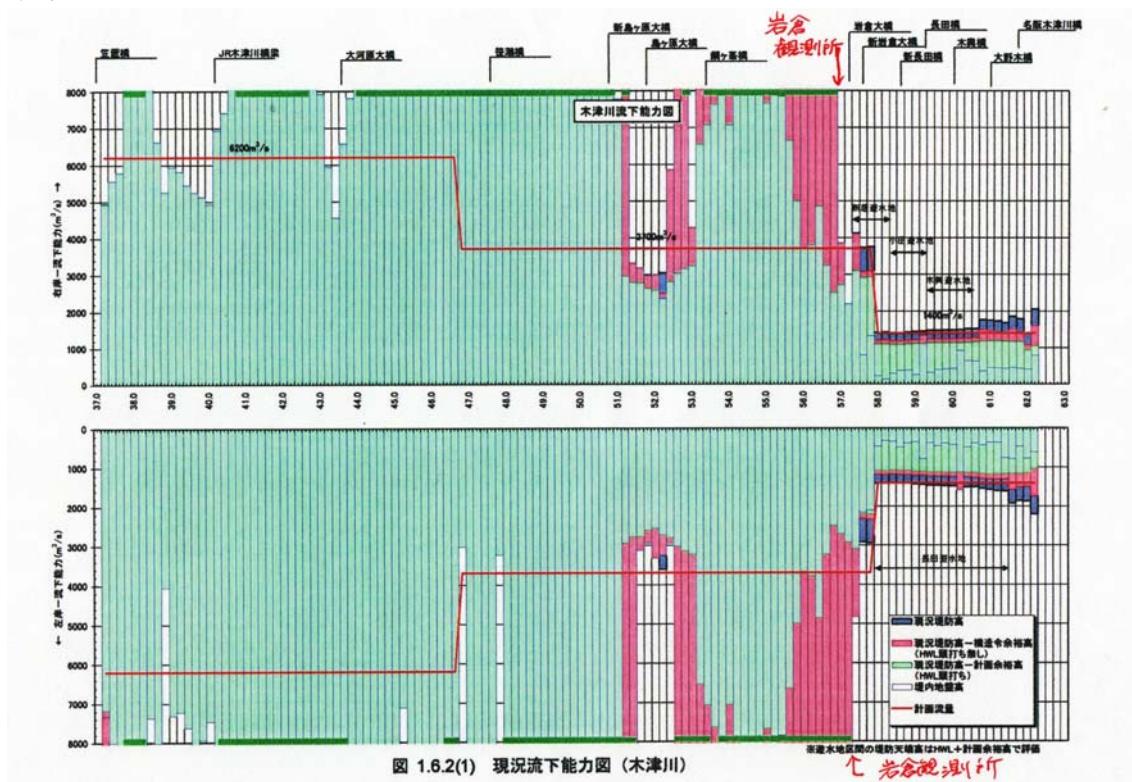
{・川上ダムの水源開発計画の前に、①三重県流水占用事務の適正化で水利権の見直しによる表流水取水、②大内地点の維持流量の見直しによる表流水取水、③簡易水道の上水道への切り替え一部見直し、④浅井戸の能力アップによる既存水源の廃止・予備水源化の一部見直し等を再検討する余地がある(実)。}ここでの①の挿入の理由は、「委員会への一般からの意見」NO. 1141 《 伊賀用水の水源は自流水からで決定！ 》=三重県「流水占用事務」の不作為を問う=をお読み頂き、ご納得頂けるものと信じています。

E) 5頁 同じく 上から25行目

{青蓮寺ダムの大阪市の水利権転用により水源確保が可能である（実）。}この一文を抹消する事を求めます。その理由は、青蓮寺土地改良区管理導水管の現状では、0.16m³/sを上回る取水は先ず技術的に無理であり、それを超越しようとすれば主幹線の70%を改築しなければならないので、巨額投資となり、青蓮寺ダム利水負担を合わせると川上ダムでの負担と変わらなくなるのです。更に、大阪市、土地改良区、矢田川関係利水者との調整については、長年月を要する事が予測される訳ですから、この方法は実現できない事は明らかになっています。

F) 10頁 1. 5木津川河川改修の中 最初の頭から

{岩倉峡は将来とも開削せず、上野地区の遊水地の早期完成及び河道改修を行なうべきである。}当面開削しないことから、と言う文言では、実際現況の「岩倉峡流下能力3,850m³/s以上」を見誤っている事と、狭窄部の自然環境保全を軽んじている事が見て取れます。これは重大な誤りであります。島ヶ原地点計画規模1/100での岩倉峡計画高水量は3,700m³/sとされており、最低でも3,850m³/sの流下能力[現況堤防高さ一構造令余裕高さ(HWL頭打ち無し)]がある現況を見落とさないで頂きたいと思っています。「平成19年度 河川基本方針 木津川上流河道調査検討業務」によって明らかになったデータを下記にお示します。



岩倉観測所の直下流が岩倉峡になります。勿論「山付き」で勾配が大きい為、どんどん流れます。岩倉峡を開削する必要はなく、その手前の岩倉大橋地点の河道に溜まっている堆砂を掘削すれば済む事です。

G) 11頁 同じく 上から4行目の下に

{ 川上ダムサイト直近に貯水池を縦断する活断層の存在が指摘されており、正確かつ詳細な調査とその結果の開示を行い、住民の不安を解消すべきである。 }との文言を挿入すべきであります。それは12頁の天ヶ瀬と同様の扱いにして頂きたいとの他に、委員会への「一般からの意見」NO. 1137 《 やっぱり活断層であった！ 》=右岸鞍部南斜面の地表踏査 = 及びNO. 1139 《 アブハチ捕らずの水資源機構 》=隠蔽しきれない川上ダム直近の活断層 =をお読み頂けたら納得頂けるものと思います。

H) 17頁 2. 4. 2川上ダム（利水）の中 下から 5 行目から

{ ①三重県流水占用事務の適正化で水利権の見直しによる表流水取水
②大内地点の維持流量0. 74m³/sの見直しによる表流水取水
③簡易水道の上水道への切り替え一部見直し
④浅井戸の能力アップによる既存水源の廃止・予備水源化の一部見直し }と変更してください。元の④は「意見書の主要な論点」の中で述べたように「削除」としてください。

G)で述べましたが、天ヶ瀬ダム及び川上ダムの「活断層の記述」は「河川改修」の章で述べるべきではなく、「3. ダム」の章に記述すべきであります。その点を考慮されて修正をお願いしたいと思うものです。(終)